

関西社会学会大会奨励賞規程

平成18年1月28日制定
平成18年5月27日施行
平成20年1月13日改正
平成22年10月16日改正
平成29年4月15日改正

1. (賞の目的)

本賞は、関西社会学会各年次大会において、若手会員によって発表された優れた「一般報告」に対して授与され、受賞者の研究の進展と社会学の発展を目指す。

2. (賞の名称)

本賞は、「関西社会学会大会奨励賞」と称する。

3. (賞の対象)

- (1) 本賞の対象は、当該年度大会で発表された「一般報告」のうち、原則として大学院博士前期課程あるいは修士課程に入学したのち研究歴15年未満の会員による報告とする。
- (2) 本賞は原則として5点程度の報告に授与される。

4. (選考委員会)

- (1) 本賞の選考のために「奨励賞選考委員会」を置く。
- (2) 選考委員会は次のように構成される。

会長	1名
奨励賞担当常任理事(選考委員長)	1名
奨励賞担当理事	1名
研究活動委員会委員長	1名
編集委員会委員長	1名
計	5名

5. (選考委員の任期)

選考委員の任期は理事の任期に同じくする。

6. (選考方法)

- (1) 選考委員会は大会当日の報告に基づき、司会者の評価を参考にして、受賞者を決定する。
- (2) 選考委員会は選考結果を、次回の理事会で報告する。

7. (賞の授与と公表)

- (1) 大会シンポジウム終了後、受賞者の氏名、報告題目を発表する。
- (2) 受賞者は賞状と副賞(賞金)を授与される。
- (3) 受賞者の氏名、報告題目ならびに選考概要報告を当該年度発行の『関西社会学会ニュース』に掲載して公表する。

8. (改廃)

この規程の改廃は、理事会の議決により行うものとする。